

三田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章～第5章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の<u>設置及び管理</u>につき必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p><u>第1章の2 公園の設置基準(第3条—第3条の5)</u></p> <p>第2章～第5章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の<u>設置、配置、規模の基準及び管理</u>につき必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>第1章の2 公園の設置基準</u></p> <p>第3条 省略</p> <p><u>(住民1人当たりの公園の敷地面積の基準)</u></p> <p><u>第3条の2 市の区域内における公園の住民1人当たりの敷地面積は、10平方メートル以上を標準とし、当該区域内の市街地における公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積は、5平方メートル以上を標準とする。</u></p> <p><u>(公園の配置及び規模)</u></p> <p><u>第3条の3 次の各号に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。</u></p> <p>(2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。</u></p> <p>(3) <u>主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。</u></p> <p>(4) <u>主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的</u></p>

とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

(公園施設の設置基準)

第3条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次条で定める特別の場合においては、次条各号で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特例)

第3条の5 前条ただし書に規定する特別な場合とは、次の各号に掲げる建築物を設ける場合をいい、当該各号に定める当該公園の敷地面積に対する割合を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他規則で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 100分の20

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして規則で定める建築物

イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として規則で定めるもの 100分の10

(4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。) 100分の2

第4条～第33条 省略
別表第1(第3条関係)

第4条～第33条 省略
別表第1(第3条関係)

都市公園

番号	名称	所在地	摘要
省略			
152	駅前大深公園	三田市駅前町 550 番 6	街区公園

別表第 2～別表第 4 省略

別表第 5(第 19 条関係)

公園名	施設名	使用期間	使用時間		
城山公園	野球場 テニスコート	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで及び12月		5月から11月まで
			午前9時から午後9時まで		午前7時から午後9時まで
	陸上競技場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月	5月から8月まで	9月から11月まで
			午前9時から午後5時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後5時まで
	体育館	1月5日から 12月27日まで	午前9時から午後9時まで		
三田谷公園	テニスコート 多目的広場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月	5月から8月まで	9月から11月まで
			午前9時から午後5時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後5時まで
中央公園	テニスコート 多目的広場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月	5月から8月まで	9月から11月まで
			午前9時から午後5時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後5時まで
学園東公園	多目的広場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月	5月から8月まで	9月から11月まで
			午前9時から午後5時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後5時まで

都市公園

番号	名称	所在地	摘要
省略			
152	駅前大深公園	三田市駅前町 550 番 6	街区公園
153	学園 7 丁目児童公園	三田市学園七丁目 14 番地 14	街区公園

別表第 2～別表第 4 省略

別表第 5(第 19 条関係)

公園名	施設名	使用期間	使用時間				
城山公園	野球場 テニスコート	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで及び12月		5月から11月まで		
			午前9時から午後9時まで		午前7時から午後9時まで		
	陸上競技場	1月5日から 12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月まで	9月	10月及び11月
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで
	体育館	1月5日から 12月27日まで	午前9時から午後9時まで				
三田谷公園	テニスコート 多目的広場	1月5日から 12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月まで	9月	10月及び11月
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで
中央公園	テニスコート 多目的広場	1月5日から 12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月まで	9月	10月及び11月
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで
学園東公園	多目的広場	1月5日から 12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月まで	9月	10月及び11月
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで

駒ヶ谷運動公園	多目的 広場 野球場 テニスコート	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで
	体育館	1月5日から 12月27日まで	午前9時から午後9時まで		
テクノ公園	多目的 広場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで
小野公園	多目的 広場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで
下青野公園	テニスコート センターコート	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで

駒ヶ谷運動公園	野球場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで		
	テニスコート 多目的 広場	1月5日から 12月27日まで	1月、2月及び12月 午前9時から午後5時まで	3月及び4月 午前9時から午後6時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月 午前7時から午後6時まで	10月及び11月 午前7時から午後5時まで
	体育館	1月5日から 12月27日まで	午前9時から午後9時まで				
テクノ公園	多目的 広場	1月5日から 12月27日まで	1月、2月及び12月 午前9時から午後5時まで	3月及び4月 午前9時から午後6時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月 午前7時から午後6時まで	10月及び11月 午前7時から午後5時まで
小野公園	多目的 広場	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで		
下青野公園	テニスコート センターコート	1月5日から 12月27日まで	1月から4月まで 及び12月 午前9時から午後5時まで	5月から8月まで 午前7時から午後7時まで	9月から11月まで 午前7時から午後5時まで		